平成２９年（再イ）第９号

富山県高岡市北島656番地21

再生債務者　長澤　　勲

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月20日　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（再イ）第７号

岐阜県可児市川合488番地　ラフィーネダイワ301

再生債務者　藤芳　逸夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月20日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（再イ）第６４号

静岡市葵区与一２丁目２番19―108号

再生債務者　清水　隆成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月20日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３７号

三重県津市久居緑が丘町１丁目３番地７

再生債務者　平澤エドアルド朝正こと　ＨＩＲＡＳＡＷＡ　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＴＯＭＯＭＡＳＡ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月20日　　津地方裁判所再生係

平成２９年（再イ）第４４号

愛媛県松山市北井門４丁目26番35号

再生債務者　溝口　祐二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月20日　　松山地方裁判所民事部

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第408号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成30年４月３日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成30年３月２日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0060	株式会社千代田テクノル 東京都文京区湯島一丁目７番12号	株式会社千代田テクノル　大洗研究所 茨城県東茨城郡大洗町成田町3681番地	放射線・放射能・中性子	α／β線核種
0062	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方字白根２番地の４	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方字白根２番地の４	放射線・放射能・中性子	速中性子測定器

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年４月３日

札幌市中央区南８条西15丁目
北海道乗用自動車厚生年金基金
代表清算人　今井　一彦

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　今井　一彦
2．住所　札幌市中央区南８条西15丁目

平成30年４月３日

北海道乗用自動車厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成30年４月３日

神奈川県横浜市中区太田町２―22
神奈川県建設業厚生年金基金
代表清算人　小俣　　務

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月15日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　小俣　　務
2．住所　神奈川県横浜市中区太田町２―22

平成30年４月３日

神奈川県建設業厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・男性、身長約170センチメートル、年齢50～60歳代前後、着衣は赤色トレーナー、黒色七分丈ズボン、白色と茶色のスニーカー、所持品は黒色二つ折り革財布、モザイク柄リュックサック、眼鏡（破損有り）、携帯ラジオ、青色腕時計、鍵束（６本）、ＬＥＤヘッドライト、カッターナイフ、爪切り、単三電池11本、ライター、現金29円

上記の者は、平成29年12月30日、沖縄県うるま市字江洲815番地15東方約130メートル地点墓地内にてほぼ白骨化した状態で発見されました。死亡推定日時は平成29年頃と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市福祉部保護課まで申し出てください。

平成30年４月３日

沖縄県　　うるま市長　島袋　俊夫

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成30年４月３日　　埼玉県川口市

1　墳墓等所在地　埼玉県川口市大字安行吉岡1392番地

1　墳墓等の名称　川口市安行霊園

1　死亡者の本籍及び氏名　東京都目黒区中町２丁目1460番　森ふゆ

1　改葬を行おうとする者　埼玉県川口市青木二丁目１番１号　川口市長　奥ノ木信夫